

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び教育委員会教育長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 2 月 2 2 日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県議会議員 井坂 新哉

質問趣意書

災害対策について伺います。

元日に発生した能登半島地震では、多くの家屋が倒壊したことや主要道路が寸断されたことで町が孤立し、救助と復旧が遅れる原因となるなど半島特有の課題も大きな特徴として挙げられます。

1日でも早い、被災地の復旧と復興を進めることと同時に、今回の地震を教訓に、この神奈川での地震対策の強化を進めることが求められます。

まず、能登半島地震における公営住宅等の一時提供についてです。

能登半島の地震を受け、県は県営住宅の提供など、被災地以外への避難について受け入れをしています。県営住宅の20戸を含め、政令市以外の県内市町と住宅供給公社で合計81戸の住宅を用意しました。2月16日現在で3世帯6人が避難をしているとのこと。このような対応は重要なことですが、実際に避難をする上で、被災地から神奈川までの交通費の支援や避難した場所で生活するための生活必需品の貸与や支給なども重要で、大阪府などが実施しています。

本県としても今回の能登半島からの避難に際し、公営住宅などの一時提供とともに避難のための交通費の支給や生活必需品の貸与や支給などをすべきと思いますが、知事の見解を伺います。

また、今後このような状況が発生した場合には即座に支援ができる体制と制度を持つておくことが必要と考えますが、知事の見解を伺います。

次に、能登半島地震の状況から県の防災対策を強化する点で、後方支援について伺います。

私たちは、昨年11月に岩手県遠野市の災害対策における後方支援の取り組みを視察しました。

遠野市は東日本大震災の際、津波で大きな被害を受けた岩手県沿岸部の市町村への支援拠点として大きな役割を果たしました。医療品、毛布、給水、食糧などの支援物資の収集・仕分け・搬送やボランティアの活動拠点、仮設住宅を建設し、被災者の受入れなどを行ったとのこと。

遠野市は、岩手県の内陸と沿岸の中間地点に位置し、内陸と沿岸に通じる交通の結節点となっており、防災ヘリコプターで約15分、車でも約1時間で沿岸部へ行けるという地理的条件とともに、これまでも岩手県沿岸部が津波の被害を受けた際に物資の輸送などの支援を行ってきた歴史的条件がありました。

2007年11月に前市長が、沿岸部の9市町村と推進協議会を設立し、「後方支援拠点施設整備」の必要性を国に提案するとともに2008年には大災害を想定し、9市町村や自衛隊などの関係団体も含めた防災訓練を実施しており、このような取り組みが東日本大震災の際

に大きな役割を果たす要因となりました。

一方、本県の地域防災計画には、広域防災活動拠点として、地域県政総合センター圏域ごとに物資倉庫や貯水槽、臨時ヘリポート、備蓄拠点などを定め、資機材などを備蓄しています。

これまでも県職員による参集訓練などを行っていますが、市町村や関連団体は参加したことがないとのことです。しかし、広域防災活動拠点がどのような役割を果たし、実際に機能するのか、また、備蓄の資機材などの充足を確認するためには、関係市町村とも連携した実動訓練を行うことが大切です。県として後方支援のための実動訓練を行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、能登半島地震の教訓は、半島で起きたことによる孤立化にあります。神奈川県でも三浦半島や真鶴半島などで同様のことが起きると想定されることから、交通網が遮断された際の対応や備蓄品の充足など、後方支援のあり方についても再検討する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

次に福祉避難所の設置など要配慮者への対応について伺います。

能登半島の震災では、要配慮者への対応についても課題が明らかになりました。

報道では、福祉避難所の運営について、福祉避難所となっている高齢者や障がい者施設の職員も被災しているため、十分な職員の確保ができず、他地域から施設の職員を派遣してもらったことなどが紹介されていました。

福祉避難所の設置・運営については、市町村の地域防災計画で位置付けられ、避難所マニュアルなども策定されており、県内には 1363 か所設置されています。しかし、実際に福祉避難所に避難ができるのか、避難所の運営はどうするかなどの訓練を行ったのは、2022 年度でわずか 7 自治体となっています。

まずは福祉避難所の設置や運営、福祉避難所までの避難訓練などを全市町村で行うことが必要であり、県として訓練の働きかけと支援を行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、福祉避難所への避難には要配慮者の個別避難計画を策定することが重要です。高齢者や障がい者など、地域で暮らす方の情報を把握するとともにそれぞれの方がどの福祉避難所に避難するかなどを決めておく必要があります。しかし、個別避難計画の策定については、2023 年 10 月時点で、県内 33 市町村の内 24 自治体で一部策定が進んでいるものの 9 自治体で策定が行われていません。県として個別避難計画の進捗状況を把握するとともに市町村への支援を強める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

さらに、福祉避難所の多くは、民間の施設や事業所に設置することとなっています。福祉避難所を設置したとしても、施設や事業所で働いている方が被災していることも想定されます。そのようなことも考慮し、福祉避難所の運営に対して他の地域の施設や事業所の職員を応援派遣してもらうことや高齢者などを他の地域の施設で受け入れてもらうなど、他の自治

体や施設、事業所などと連携することが大切であり、事前に協定を結ぶなどの対応が必要です。今後、県が中心となって連携を進めることについてどのようにお考えか、知事の見解を伺います。

次に、重要土地等調査法に基づく県内の区域指定とその影響について伺います。

2021年6月、国会において重要土地等調査法が成立しました。私たちは、プライバシー権や財産権などを脅かし、監視社会につながる法律であることから反対をしました。

昨年末に、区域指定に関する第4次の発表があり、神奈川県内でも米軍基地や自衛隊施設の周辺地域などの12自治体で指定候補が示されました。

今年1月には、国から指定候補となった自治体に、区域内の地理的情報や開発計画・開発行為に関する情報等が求められましたが、県では、把握情報がなかったため、「意見はない」と回答したとのことでした。

しかし、国は、私権の制限につながるにもかかわらず、地域の方への説明も説明会も行わないとしており、あまりにも地域住民に対して不十分で不誠実、強権的な対応をしています。

まずは、対象となる地域住民への説明と意見聴取を行うなど、丁寧な対応を行うとともに地域住民から出された意見に対して真摯に対応するように県として求める必要があると思えますが、知事の見解を伺います。

また、この法律は、注視区域・特別注視区域に指定された地域では「機能阻害行為」があるかどうか、土地の利用状況を調査するもので、特別注視区域では土地売買に事前の届け出を義務づけ、違反した場合は刑事罰が科せられるなどによって県民のプライバシー権の侵害や財産権の制限などの影響が及ぶと想定されますが、県民にはどのような影響があると考えているのか、知事の見解を伺います。

次に、横須賀に配備されている米原子力空母の交代について伺います。

米海軍横須賀基地に配備されている米原子力空母ロナルド・レーガンは、2024年の後半に、リニューアルし近代化された原子力空母ジョージ・ワシントンと交代することが発表されました。

米海軍の空母が配備されたのは1973年。配備の時にはおおむね3年間ということだったのが、昨年で空母配備から50年を迎えました。2008年に原子力空母が初めて配備され、2015年には原子力空母の交代配備がされました。そのような中で、本年に再度の交代配備を行うことは、事実上原子力空母の配備が恒久化されることとなります。

知事は、原子力空母の交代配備が事実上の配備の恒久化につながるとお考えでしょうか、見解を伺います。

そして、今回の配備は、基地機能の強化につながります。

外交問題は国の専管事項と言われますが、県に決定権がなかったとしても抗議と配備の撤回を求めることはできるはずで、県是である「基地の整理・縮小・返還」に基づいて、国と米軍に対して抗議と配備の撤回を求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

次に、原子力軍艦の防災対策について伺います。

元日の能登半島地震では、志賀原発において変電所が破壊され、外部電源を受けることができない系統があったことなどの被害が発生しています。

また、今回は原子力災害に基づく住民の避難は行われませんでした。道路が寸断されたことにより、実際は避難ができなかったと言われており、半島の地理的要因からも原子力発電所の問題点が明らかになっています。

横須賀市では、原子力空母が毎年、年末からゴールデンウィーク明けまでの約半年間、定期的メンテナンスのため停泊をします。まさに原発があるのと変わらないのに、万が一の事故への防災対策が非常に遅れている状況です。

原子力発電所の防災対策は、東日本大震災の原発事故の影響で不十分ながらも強化されました。PAZ(予防的防護措置を準備する区域)5 km、UPZ(緊急防護措置を準備する区域)30 kmを設定したことや自治体が避難計画を策定することが義務付けられたこと、ヨウ素剤の事前配布などができるようになったことなどです。

しかし、原子力軍艦の防災対策については、ほとんど変わっていません。

現在、米原子力空母が万が一の事故を起こした際には、応急対応範囲が設定されており、半径1 kmでは避難、3 kmでは屋内退避となっています。しかし、近隣住民の具体的な避難計画がありません。これで原子力災害対策として十分といえるのでしょうか。

少なくとも日本の原発と同程度の対策を求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

また、現在の原子力軍艦の災害対策では、原子力空母にどんな事故があっても半径1 kmより外の住民等は避難は必要ないとなりますが、知事はそれで十分と思っているのでしょうか、見解を伺います。

次に、PFASの問題について何点か伺います。

昨年、横須賀市議会で米海軍横須賀基地に設置された粒状活性炭フィルターの稼働について日本共産党の市会議員からの質問を受け、横須賀市長が国に確認したところ、米軍は昨年10月21日から地元や国に何の連絡もなく、粒状活性炭フィルターを停止していたことが明らかになりました。しかも、その間のPFASの測定結果を求めても米軍は応じませんでした。

これに対して横須賀市長は遺憾の意を表明するとともに、2月19日には防衛大臣と面会し、周辺海域の測定結果の公表と市の立ち入り調査を強く求めました。県としても、口頭で「稼働停止に至った経緯、現時点での排水の安全性確保を判断した根拠、稼働停止から情報提供まで時間を要した理由等の情報提供、横須賀基地でのPFASの流出原因の究明、

地元市の意向に沿った適時適切な対応」などについて国に要請をしたとのこと。

私は、それだけでは不十分だと思います。県として正式に文書で抗議の意を示し、測定結果の公開と原因究明のための立ち入り調査を求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

また、この米軍の対応を見ると、結局、環境補足協定を結んでもデータの公表も基地の立ち入り調査も米軍次第で全く機能を果たさなくなることの表れだと思います。

知事はこのような状況について、これでよいとお考えなのでしょうか。地位協定の改定とともに環境補足協定についても地元自治体や国の意思がしっかりと反映できるような仕組みに変えることを国と米軍に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

次に PFAS の規制に関して伺います。

新聞報道によれば、相模原市内の道保川に生息する魚などに含まれる PFAS の濃度調査の結果が、最も濃度の高い魚は全国平均の約 340 倍に相当し、欧州の指標では、体重 50 kg の人が身の部分を 1 週間に 8 g 以上摂取した場合に「健康リスクの恐れがある」とされる数値だった、とのこと。

また、この他全国的にも県内でも、河川や地下水、魚や野菜などから高濃度の PFAS が検出され、汚染の広がりや健康被害への県民の不安が広がっています。

このような中、国の食品安全委員会は 2 月 6 日に、PFOA と PFOS のヒトの 1 日の耐容摂取量（生涯摂取し続けても健康に影響が出ないとされる体重 1kg 当たりの摂取量）について、それぞれ 20ng とする指標値を定めた評価書案を了承しました。

この指標値は、欧州食品安全機関が 2020 年に定めた耐容摂取量の 60 倍以上の値になります。

世界保健機関（WHO）傘下の国際がん研究機関が、昨年 11 月に公表した評価結果で、PFOA を「ヒトに対して発がん性がある」と分類しているにもかかわらず、今回の評価書案では「情報が不十分」などとして、指標値算出の際に発がん影響を考慮しませんでした。

国の食品安全委員会が出した評価書案に対して、欧州食品安全機関が示している耐容摂取量と同程度にするよう、国に求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、河川や地下水の水質調査だけではなく、人体への影響について予防原則の観点に立って、血中濃度の調査を行うように国に求めるとともに、県として率先して調査を行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、県の地球温暖化対策計画について伺います。

地球温暖化の影響で、昨年は記録的な猛暑となり、真夏日以上の日数が過去最高となりました。また、この冬も暖冬となり、1 月の平均気温が過去最高となっています。

地球温暖化対策は待ったなしであり、県としても今までよりも力を入れていることは感

じています。しかし、現在の取り組みでは、2030年の目標を達成するにはまだまだ不十分です。

特に、石炭火力発電所の稼働中止と再生可能エネルギーを普及する取り組みは極めて重要です。

昨年12月に開催されたCOP28の合意文書では、化石燃料からの脱却が明確に述べられるとともに、2030年までに再エネ容量を世界全体で3倍にすること、石炭火力発電の段階的廃止に向けた取り組みを加速させる内容も盛り込まれました。もはや石炭火力をなくすことは先進国では当たり前になっているにもかかわらず、G7で唯一日本だけが石炭火力発電の廃止期限を明示していません。

神奈川では、昨年、横須賀市で新たに石炭火力発電所の稼働が始まり、12月には2号機も前倒して営業運転を始めました。

この石炭火力発電所は、最新のものを設置したとありますが、それでも天然ガス火力発電の2倍のCO₂の排出であり、年間726万t、神奈川県全体のCO₂の総排出量の約1割に匹敵するCO₂を排出することになります。

今回、県の地球温暖化対策計画には、水素・アンモニアを活用したゼロエミッション火力の推進がうたわれています。これは、国のGX戦略に基づくもので、石炭とアンモニアを一緒に燃やすアンモニア混焼の推進に当たりますが、アンモニアを製造する段階で石炭などを活用するため全体としてCO₂の削減とはなりません。横須賀の石炭火力発電所では将来的にアンモニア混焼を導入するとしていますが、アンモニアの割合は2割としているように、いくら石炭を燃やす量を減らしたとしてもCO₂の排出を抑えるのはごくわずかであり、CO₂削減に取り組んでいるとは到底言える状況ではありません。

アンモニア混焼を推進し、石炭火力発電所の存続にしがみつくような計画は改めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、2027年に横浜で開催予定の国際園芸博覧会について伺います。

国際園芸博覧会は、公益社団法人国際園芸博覧会協会が開催し、2027年3月から約6か月間の開催が予定されています。会場建設費は約320億円で、経済界と国、地方自治体が3分の1ずつの負担となっており、神奈川県は地方自治体分の内、約21億円の補助を予定しています。今回の2024年度予算案では、建設費として約2億7100万円の補助が計上されています。

また、運営費は360億円を見込んでおり、主に入場料収入などで賄うとしています。

日本共産党としては、国際園芸博覧会のそもそもの意義は大切なことと思っておりますが、2027年の実施に向けた様々な検討と計画を見ると、開催規模が過大であり、国民・県民の負担が予想以上に増えると危惧し、規模の見直しが必要と考えています。

現在の計画では、会場建設費として320億円を見込んでいますが、近年の物価高騰によ

る資材費の高騰や労務費の増などもあり、この予算内で収まるとは思えません。

また、運営費の 360 億円は、入場料のチケット収入・物販収入・企業の寄付で賄うとされており、チケットを購入しての入場者数を 1000 万人と見込んでいます。しかし、この見込みはあまりにも過大であり、現実的に目標達成は難しいと思います。

これまでの花博の入場者数をみると、現在開催されているカタールでの花博の入場者数の目標は 300 万人。2000 年代に入ってから開かれた 7 回の花博の内、1000 万人に近かったのは、2019 年北京での 934 万人と、たった 1 回のみです。日本の人口の 10 倍の中国でもこの状況であり、横浜の 1000 万人の想定がいかに多いかがわかります。

また、会場への交通の問題も重大です。報道されているように新交通システムは事業者が撤退をして、園芸博までに開通することはありません。有料入場者数 1000 万人を日割り計算しますと 1 日平均 5 万 5000 人です。協会が示している輸送計画によると 33%の方が公共交通を利用するとしており、発着駅からのシャトルバスが想定されています。仮に、近くの相鉄線・三ツ境駅から 50 人乗りバスで計算すると片道 1 日 360 台の稼働が必要になり、12 時間動いたとしても 1 時間で 30 台。2 分に 1 本の割合でバスが発発しなければなりません。その他に 50 人乗りの団体バスは 1 日 300 台。自家用車は 5 人乗車で 3800 台が必要となります。

この周辺の道路は混雑することも多く、実際にこの人数が会場に行くとなると周辺道路は大渋滞となり、大きな混乱を招くことは必至ではないでしょうか。

このような、過大な設定自体が問題です。

さらに、万が一赤字が出た際に誰が責任を取るのかという点もあまりにも不透明です。昨年 12 月の横浜市議会での日本共産党議員の質問に横浜市の山中市長は、赤字にならないように取り組むとだけしか言わず、万が一の赤字についての言及をしませんでした。

2008 年に開催された Y150・横浜開港祭では、入場者数が約 716 万 6000 人でしたが、その内チケットを買って入場した人が 123 万 9000 人とあまりにも収入が少なく、大幅な赤字となりました。そして、その赤字補填をどうするかで横浜市議会で大きな問題となり、訴訟にも発展しました。最終的には、約 34 億 8000 万円の赤字を協会が残りの資金で約 11 億 4100 万円の負担、民間事業者の債権放棄が 10 億 3100 万円。横浜市は、赤字補填のための補助金を約 12 億 6000 万円支出し、市民負担が大幅に増えました。

このような状況を見ても、万が一赤字となった時のことを全く考慮しない中で園芸博を行うことによって国民、県民の負担が増えることに大きな懸念を持ちます。

園芸博の開催について、会場建設費が今後、増大することや入場者数の見込みが過大になっていることによって、県民負担が増えることが懸念されるため、大幅に計画を見直す必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、このままでは運営費が赤字になる可能性が非常に高いと思われます。その時の負担のあり方については、どのように検討されているのか、検討状況と検討内容、赤字の際の県

民負担についてどのように考えているのか、知事の見解を伺います。

次に、園芸博に関する県の負担について伺います。

県は、園芸博の会場建設費の補助金支出の他に、県の出展に係る費用や機運醸成費があります。

2024年度予算案では、建設費補助が約2億7100万円。県の出展に関する検討として1317万円。機運醸成費として1992万円の予算が計上されています。今後数年にわたって園芸博関連の予算が予定されていますが、県として園芸博にかかる費用の総額はどのように見込んでいるのか、その見込み額と費用の内訳について、知事の見解を伺います。

園芸博の問題では、最後に協会の問題について伺います。

園芸博を開催する国際園芸博覧会協会は、経団連をはじめとした経済団体とともに国、神奈川県、横浜市などが参加しています。この協会は、公益社団法人ではありますが、出資者がいません。現在は、経済界や民間からの寄付と国や横浜市の補助金、そして銀行からの融資で運営をしている状況です。私は、実施主体である園芸博協会の透明性の確保は重要な課題だと思います。

これだけ多くの補助金による国民・県民の負担があるにもかかわらず、園芸博協会の議事録や詳細な資料は情報公開の対象になっていません。

近年でいえば、東京オリンピックでは、汚職の問題などで多くの関係者が起訴されている状況があり、契約を含め、意思決定から事務手続きに至る事業実施については透明性が求められます。

少なくとも、協会の資料や議事録を情報公開の対象にするなどの透明性を図ることが必要だと思いますが、知事の見解を伺います。

次に、障がい児のインクルーシブ教育の推進について伺います。

現在県は、県立高校においてインクルーシブ教育の推進を図っています。しかし、本来障がいのある児童生徒にとっては、療育的な観点からも早い段階からのインクルーシブ教育が必要であり、保育園や幼稚園、小学校や中学校でのインクルーシブ教育の推進が大変重要ではないでしょうか。

小学校などでインクルーシブ教育を推進するためには、少人数学級の推進をはじめ、教員の配置や学校のカリキュラムなどを根本的に見直すなど、今の教育環境や体制を変えることが必要だと思います。

このことは、2022年の国連障害者権利委員会の勧告で、分離教育を終わらせることを目的として、障害のある児童がインクルーシブ教育を受ける権利があることを認識すること、通常の学級の質を高めてインクルーシブ教育を行うこと、通常教育の教員などに研修を行うことなど、6項目にわたり、日本に勧告がされています。

このような中、現状の制度の中でも支援級などをインクルーシブ教育に近い形で進めて

いる自治体もあります。

先日、葉山町で支援級の取り組みについて、話を聞かせてもらいました。

葉山町では、約 30 年前から障がい児教育に関連した支援員を多く配置し、支援級と通常級の児童と一緒に学習する「交流級」での授業を積極的に行っているとのことでした。

現在では、交流級での授業と個別的に取り組む授業など、支援級の児童一人一人の日程を 1 週間ごとに作成し、支援級の担当教員が前日に調整をしているとのことでした。

話を聞いていていろいろな点で参考になりました。ここでは、県が早急に取り組むべき課題のみ取り上げますが、それは教員の配置の拡充と支援員の配置を県が支援することです。

葉山小学校には、県が実施しているインクルーシブ教育校内支援体制整備事業として非常勤の教員が配置されていますが、この教員配置は非常に重要とのことでした。この事業は政令市を除く 30 市町村で各 1 校のみの配置となっているため、早急に全校配置を目指すことが必要です。

さらに、支援級の活動を支える支援員の配置については、葉山小学校では 5 クラス 29 人の支援級の児童に対して教員 6 人、支援員 8 人を配置するなど手厚くなっています。しかし、支援員の費用は一部交付税措置がされているもののその多くは葉山町が支出しているとのことでした。支援員の配置については、市町村の裁量となっているため、支援員の配置を全県で見ると、葉山小学校のように手厚く配置している自治体もあれば、1 校に一人だけという自治体もあるなど、大きなばらつきがあります。

このようなばらつきを改善するためには、県として支援員の配置などについて支援のための基準をつくり、財政支援を行うことが必要だと思います。

小学校や中学校でのインクルーシブ教育を推進することについて、教育長はどのようにお考えか、見解を伺います。

また、現在、県が 1 自治体に 1 校のみ非常勤教員を配置しているインクルーシブ教育校内支援体制整備事業をすべての小・中学校に広げることが必要と思いますが、教育長の見解を伺います。

さらに、現在市町村任せになっている支援員の配置を手厚くするために、県として支援員の配置などについて支援の基準を定めるとともに県として財政支援を行う必要があると思いますが、教育長の見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び教育委員会教育長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年2月22日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

次世代育成の課題について

GIGAへの対応について

GIGAスクール構想により、県内の公立小中学校ではタブレット端末；一人1台の環境が整い、間もなく3年が経過します。そしてR6年度からは、小学校において本格的に英語のデジタル教科書が使われるようになります。次いで中学校でも追いかけている状況です。良くも悪くも、しばらくその流れは進むであろうと考えます。

タブレットを活用した授業や家庭学習については、様々な学びが広がる可能性が大いにあります。しかしタブレットについては、これまでも私を含め各会派・各議員が議会で問題提起してきた通り、子供たちにとって誘惑の大きい魅力的なコンテンツへのアクセス増加や、ネット依存、ゲーム依存など、スマホ依存と併せて依存傾向がさらに強まらないか、今まで以上に懸念が拡大していると感じます。その中毒性は、脳科学的にも各方面から警鐘が鳴らされています。

また個人的な見解ですが、タブレットに関しては、学習以外の使用を規制するため、ある程度の制限を設けても、その制限を子供たちが突破してしまうことは容易く、さらに授業中、子供たちが教師の目を盗んで、学習と関係のない動画などをタブレットで観ることも容易いと感じます。やりたい放題・見放題になりかねません。そのことで子供たちの間には、今まで以上に学習格差・教育格差が生じないか、憂慮していることを申し添えておきます。

さてそうした中、次年度以降に、市町村が当初整備した端末が順次更新時期を迎え、GIGAスクール構想も第2期に差しかわろうとしています。

この3年間の成果から、GIGA第2期への対応について、しっかりと推進していただきたいという思いはあります。一方で、端末活用が子供たちに与える影響にも留意する必要があります。こうしたことから、各学校では、タブレットの適切な活用について、より一層指導を充実していくことが求められると考えます。

● そこで教育長にお伺いいたします。

子供たちがタブレットをより一層適切に使用出来るよう、県教育委員会として、どのように対応していくのか、お伺いいたします。

問題行動・不登校等調査について

神奈川県教育委員会では毎年秋に、前年度の児童・生徒の問題行動・不登校調査の結果を概要として報告しています。

その中に、若干違和感がありますので、その部分について申し上げます。

まず、『繰り返し暴力を起こす理由として考えられる要因』について。

そこには、「本人に粗暴的な性格が見受けられる」「本人の規範意識が低いと思われる」「友人との人間関係をうまく構築できない」「教員との信頼関係が崩れたからだと思われる」「校内での非行グループ化が背景にある」「卒業生や校外の非行グループとの繋がりがある」「授業を理解できないことが原因と思われる」などが記載されています。

しかし、これらは要因ではなく、その時の状態・状況です。

次に、『不登校の要因』について。

そこには、「無気力、不安」「生活のリズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「教職員との関係をめぐる問題」「学業の不振」などが記載されています。

やはり、これらも要因ではなく、その時の状態・状況です。

要因とは、物事を発生させることになった主要な原因のことであり、子供たちがそのような状態・状況に至ることになった原因・事象を指すものです。

そして問題解決には、その要因を明らかにすることが重要になります。

● そこで教育長にお伺いいたします。

教育課題・教育問題を縮小・解決させていくにあたり、その問題・課題の要因を明らかにする作業を進めるべきと考えますが、所見を伺います。

課題解決に向けた事業について

もしも、子供を守り支援するための児童相談所や児童養護施設、また、非行や犯罪に対応する警察組織が不要な社会になれば、それはより良い社会になったことであると考えます。

しかし、それらが必要な社会課題は増加・拡大し、行政として対応を迫られ、それらの機能強化が求められています。それらの大半は医療で言うところの対症療法であり、表面化している症状を緩和させ、今ある痛みを和らげるまでで、根本治癒に至らないこととなります。それゆえに対症療法的な事業は年々拡大し、その予算や人員配置も拡大します。

行政機能の持続可能性を考えた場合、社会の課題・問題に対し根本治癒に向かうための原因療法的な事業の拡大は、論を待たないものと考えます。

● そこで知事にお伺いいたします。

次年度以降の事業における原因療法的な取り組みについて、次世代育成を含めた全般的な考えをお伺いいたします。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年2月22日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県議会議員 谷 和雄

「自然環境を生かした農業振興について」

私たちの暮らす神奈川県は、西部域の農産物の生産地と東部域の消費地とを合わせ持つバランスの取れた広域自治体と捉えています。

さて、今は農業分野においてもグローバル化により、円安の影響も受け燃料、農業資材、家畜飼料の高騰など、さらに国内では鳥獣被害や担い手不足等々、農業を取り巻く環境は依然厳しいものがあります。

そうした中、当局においては様々な農業支援施策を講じていることは承知しておりますが、自然環境の変化とともに農産物を生産する農業従事者にとって農産物に与える地球温暖化の影響は大きいものと考えます。

現場の声を聞くと大雨や猛暑により農産物が以前のように生育せず、等級が下がったり販売に適さない物になったりという状況もあると聞いています。

農業従事者が丹精込めて育てた農産物の評価が下がることは、直接収入減少となり営農意欲の減退に繋がってしまいます。

当局においては、以前から自然環境に適応できるように様々な品目において品種改良などに取り組みられていることは承知しておりますが、現在の地球温暖化による自然環境の変化の早さに対応した更なる取り組みが重要であると考えます。

そこで伺いますが、今後の地球環境の変化をどのように捉え、農業振興に繋げていくのか考えを伺います。

また、海外での紛争や戦争により農産物の不足や価格高騰が見受けられるが、県民の安心・安全な食を守るため、今後、地産地消にどのように取り組んでいくのか考えを伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 4 年 2 月 2 2 日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県議会議員 青木 マキ

ナラ枯れ被害について

神奈川県ネットワーク運動
青木マキ

ナラ枯れは、ナラ菌を媒介するカシノナガキクイムシが穿入することで、樹木が枯死に至る伝染病です。

神奈川県では、2017年から現況調査を行い、ガイドラインを作成する等の対応をおこなってきたことと承知しています。県南部から北部に向かって広がり、コナラを中心に多大な被害を出したナラ枯れも、県内では既にピークを脱し、収束に向かっているとの見方もあります。

●2024年度は、森林環境譲与税を活用し、引き続き調査を行うということです。現在の神奈川県におけるナラ枯れの現状を伺います。

●県有地以外でのナラ枯れ木の対応については、基本的に市町村が行うこととなりますが、広域自治体としての県の役割を伺います。

ナラ枯れ被害調査の経年推移では、ナラ枯れの発生は2021年をピークに減少をしているように見えますが、現実には、対策をされずにいるナラ枯れ樹木が存在しているため、累積数にして、年々かなりの数が増加をしています。ナラ枯れは、大木に多く発生する傾向があるため、時間の経過によって、危険度が増し、対策が難しいケースも発生しています。また、菌が入って複数年経った後に枯れるケース、根が腐って突然倒れるケースなども確認されており、注意が必要です。

●ナラ枯れ発生調査に加え、未対策のナラ枯れ樹木の把握も必要と考えますが、知事の見解を伺います。

ナラ枯れは、蔓延を防ぐためにも伐採が主な対策となりますが、大木の伐採には危険が伴い、コストもかかります。自治体はもとより樹林地を所有する個人の負担も大きくなりますが、補助金などの対応には自治体格差もあります。

特に都市部では、公園や、住宅地の樹林地などでナラ枯れが多く確認されており、放置すると倒木など、危険な場合があります。対策を講じる必要性は、今後も続くと考えられます。

●実際に対策を講じる市町村への注意喚起等を行い、対策の強化を促していくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

脱炭素社会実現に向けた県庁の率先行動 県有既存施設の断熱化について

神奈川ネットワーク運動
青木マキ

神奈川県では、2050年の脱炭素社会実現をめざし、中期目標 2030年温室効果ガス 50%削減の達成に向け、全庁あげて努力を続けていることと承知しています。2024年度は、重点取組に位置付けられ、さらなる前進に期待するところです。予算には、県有施設の照明のLED化、太陽光発電設備設置等が計上されており、省エネルギー対策と、自然エネルギーへの転換は必要不可欠なものとの認識を、県庁が率先して示していく姿勢は評価をするものです。

高い目標の達成には、今後も県庁はもとより、県民にも更なる脱炭素行動の実行が求められています。そのひとつである省エネルギー対策では、県は、家庭部門において、省エネルギーを意識した暮らしを啓発するとともに省エネルギー改修の補助制度等で、断熱を始めとする住宅の省エネルギー化を促しています。また、2024年度予算には、「中小企業省エネルギー診断支援事業」を新設するとともに、「中小企業省エネルギー設備導入費補助」を大幅に拡充し、中小企業に対しても働きかけをすることとしています。一方、率先実行の認識があるにもかかわらず、県有建築物の省エネ化は遅れていると言わざるをえません。

建築物の省エネルギー対策の中でも「断熱」は、住宅に限らず、長時間多くの方が過ごす建物において大きな効果を生みます。また、学校では、教育環境の整備の面からも断熱の必要性が求められています。さらに、災害時には避難場所ともなる学校施設の環境については、能登半島地震でも課題提起されたところでした。

新築建築物は省エネ基準への適合が義務付けられ、断熱化が進められているところと承知しています。同様に県有の既存建築物に関しても、改修のタイミング等を捉えて断熱等省エネルギー化を促進すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年2月22日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県議会議員 小川 久仁子

質 問 趣 意 書

高津自由の会
小川久仁子

地方独立行政法人神奈川県立病院機構について伺います。

令和5年第2回、第3回県議会定例会の厚生常任委員会において、当時、自民党県議団の一員として、私は県立こども医療センターにおける医療事故について質疑をしてきました。9月の第3回県議会定例会には、首藤副知事に厚生常任委員会に出席を求め、こども医療センターにとどまらず、地方独立行政法人の在り方について、質疑をさせていただき、誠実なご答弁をいただきました。

本県は知事の肝いりにより、県立中井やまゆり園を地方独立行政法人化のために、着々と準備を進め来年度は同園の独法化についての検討委員会を設置するとの方針も示されました。

そういう中で、本県における最初の独法化を行った県立病院機構は地方独立行政法人として、現在も県職員の派遣を受け入れるなど、人事の自立も未だに果たせておりません。また、こども医療センターでは、医療事故の検証結果もあわせ、県議会からの指摘を受けて、人事異動や職員の処分も行うという前代未聞の状況を呈しております。病院機構という地方独立行政法人が、様々な課題を指摘されており、それが解決されないまま、新しい独法を設立することは、前車のてつを踏むことになるのではないかと危惧しております。

また、県立病院機構は、県民にとって安心安全で頼りになる医療を提供する使命を有しているにも拘わらず、県民からの信頼性が揺らいでいると感じます。知事は、本会議答弁において、「病院機構に対して根本的な大改革を求めた」と明言されましたので、そこで、地方独立行政法人としての課題や、個々の病院の問題の詳細を知事に伺います。

まず、機構本部・各県立病院への県からの人事異動による職員派遣について伺います。病院機構本部、各県立病院の事務職には、県庁からの人事ローテーションにより、約3年ごとに人事異動があります。病院経営にはプロのコンサルタントが必要なほど、診療報酬の見直し、時代の変化などにより、相当の柔軟性と医療経営の専門性が求められています。それにも拘わらず、県から派遣される職員は全く医療にかかわる部署の経験がない職員ばかりであります。各病院の医療事務・総務には、現場での対応が特に専門的になりますので、病院現場での経験が重要な要素になります。にも拘わらず、医療に全くの素人が配属されても、本人も周囲も戸惑うばかりであると考えます。

埼玉県立小児医療センターでは、病院事務に係る職員は県立病院間での異動はあるが、本庁人事のローテーションとは切り離しているというものであります。それだけ医療事務・総務は病院経営には重要な役割があると認識されているということでもあります。神奈川県立病院機構では、機構プロパー職員の増員・専門人材の育成を謳っていますが、現状は機構設立当初の県からの派遣職員数を減じていく目標値からも程遠く、県の人事ローテーションの一角を担ったまま現在に至っています。病院機構そのものが、

県のサテライトになり、地方独立行政法人としての自立性を構築できず、こども医療センターのように医療事故による職員の処分や人事異動を議会から指摘を受けなければ、行えなくなるのです。

まったく病院機構として、自立していない。自立して県民に安心安全な頼れる医療を提供する病院になっていない。これは、機構の在り方に問題があるからです。こういう問題を解決する前に、新たな独法を設立することは、非常に危惧されます。既存独法・新独法がしっかりと自立できる法人として運営されるためにも、県からの県立病院機構への職員派遣の在り方を検討するべきであります。

そこで、知事に伺います。地方独立行政法人県立病院機構の機構本部・各県立病院への人事異動について、県の人事ローテーションの対象から外し、外部から医療事務の専門家を招聘することを検討する、機構内での人事ローテーションに変更する、よりプロパー職員の増員を目指すなど、医療の専門家を養成する体制をしっかりと構築するべきと考えますが、知事のご考えを伺います。

次に、がんセンターの重粒子線治療について伺います。

2015年(平成27年)12月から県議会も行政も一体となって重粒子線治療施設(i-ROCK)ががんセンターにおいて治療開始されました。この治療によって多くの命が救われることを願った私達の期待を乗せて、治療は進められていると聞いております。HPをみると、供用開始から、2023年(令和5年)11月末までに3352人の患者さんが利用されたと記載されております。その大半は前立腺ガン治療であります。保険適用部位や先進医療適用部位も増加し、治療対象者が飛躍的に増加してきたと承知しています。単年度の利用患者数目標値は600人から700人で推移しており、2022年度の治療実績目標値は620件のところ実績は640件、2023年度は目標値が764件、実績(治療予定者含む)は765件であり、実績が着々と上がっていることは、喜ぶべきことだと考えます。

しかし一方で、この重粒子線治療装置導入には118億8900万円が投入されています。県民の命を守るための大事な投資ではありますが、一方で、先進医療の進歩は想像を絶する状況であります。今や放射線治療薬の研究も進められ、10年も経たないうちに、放射線治療施設にとって代わるかもしれません。放射線治療は、がん治療に有効な手段ではありますが、がん細胞周囲の正常細胞に悪影響を与えてしまうことから、いかにピンポイントで放射線を照射するか、という観点で研究が進められ、今や中性子線治療の治験治療が行われていますし、放射線を治療薬としてがん細胞にまさにピンポイントで運び治療する放射線薬開発に世界がしのぎを削っている昨今でもあります。放射線治療薬が広く使用されるようになれば、本県が誇る重粒子線治療も無用の長物になりかねない、重粒子線治療装置も廃棄物になる可能性すら予想されるほどであります。

しかし、重粒子線治療を望む患者数も多く、多くの命を救っている現状を考えれば、より重粒子線治療の有効性や適用をより多くのがんで苦しむ方々に認識してもらい、治療を受けられるように広報にこれまで以上に努めることも大切です。より広く認識してもらうためには、これまでと異なる工夫も必要ではないでしょうか？がん医療に携わる医師たちからは、重粒子線治療に関心がある、使ってみたい、というお声もうかがうことがあります。神奈川県立がんセンターが所有する重粒子線治療施設を、他病院や大学(医学部)の教育施設として、時間単位やワンクール単位で貸し出しすることを検討したらどうでしょうか。

重粒子線治療装置を駆使するには一定の研修をうけなければなりません、他病院の教育施設として、場の提供を行うなど、重粒子線治療装置の活用を効果的に行えば、この治療の理解と広報にもつながると、私は考えております。

そこで知事に伺います。県立がんセンター重粒子線治療を、より多くの医療機関や患者さんに認識してもらい、命を救う機会をより多く提供し、治療実績件数を増加させるためにも、他病院や大学(医学部)に教育施設として提供することを検討するべきではないか、と考えますが、知事のご意見を伺います。

次に、入院時に求められる同意書についてです。

私達が入院するときや手術を受けるとき、抗がん剤治療を受けるときなど、説明を受け、説明を受けたことを証明する書類に署名を求められます。それだけ、命を救う行為といえども、人権を尊重して丁寧に対応することを時代が求めているからです。丁寧な説明、丁寧な対応が医療現場で求められている証拠であります。

このような丁寧な対応がなされている病院では、すべてが丁寧であり、患者が満足できる医療を受けることができるものであります。

入院時に求められる一般的同意書は、身体拘束やモニタリングについての同意書であります。

病院機構の各県立病院の「身体拘束及びモニタリングカメラ同意書」についての担当課による調査結果は以下のとおりです。身体拘束については、精神医療センターは国の規定による通知であり、他4病院は同意書をうけています。モニタリングカメラに関しては、足柄上病院は同意書を受けていますが、こども医療センター・精神医療センターでは口頭同意、循環器呼吸器センターでは、身体抑制の同意書に含まれた同意書になっているようです。がんセンターでは、モニタリングとあわせた包括的同意書であり、モニタリングに関しては口頭同意になっています。この調査結果によるとモニタリングカメラ使用に関しては足柄上病院のみが個別に患者さんから同意書を受けています。

モニタリングに関しては、同意をしたかどうか、きちっと同意書を受けておかないと、取返しのつかない人権侵害が起きる可能性もあります。特に女性の患者さんの場合にモニタリングされていると意識せずに裸体が動画に残ってしまうこともあり得ます。実際にそういう経験をされた方から、口頭同意を受けていなかったのにすべてが記録されてしまった、というクレームが県立がんセンターに対してあったと聞きました。同意書を受けていないと、後々に言った言わないという争いになりえますし、争いになった時の病院側の対応が丁寧でないと、病院全体に対する信頼を失うことにもつながります。こういうことは病院では特に避けなければなりません。些細な工夫で争いや不信を招かないように、身体拘束やモニタリングを始めとする多種多様な同意書を病院機構として精査・統一する必要があると考えます。

そこで知事に伺います。県立病院機構の各病院における「身体拘束・モニタリング同意書」のフォーマ

ットや同意の受け方が、病院によって異なります。些細なことで患者さんとの争いが発生しないように、「身体拘束・モニタリング同意書」の各病院に対して精査を行い、検証を行う必要があると考えますが、知事の考えを伺います。また、様々な他の同意書についても、同様に各県立病院について精査し、県立病院としての姿勢を患者さんに示せるようにするべきと考えますが、知事のお考えを伺います。